

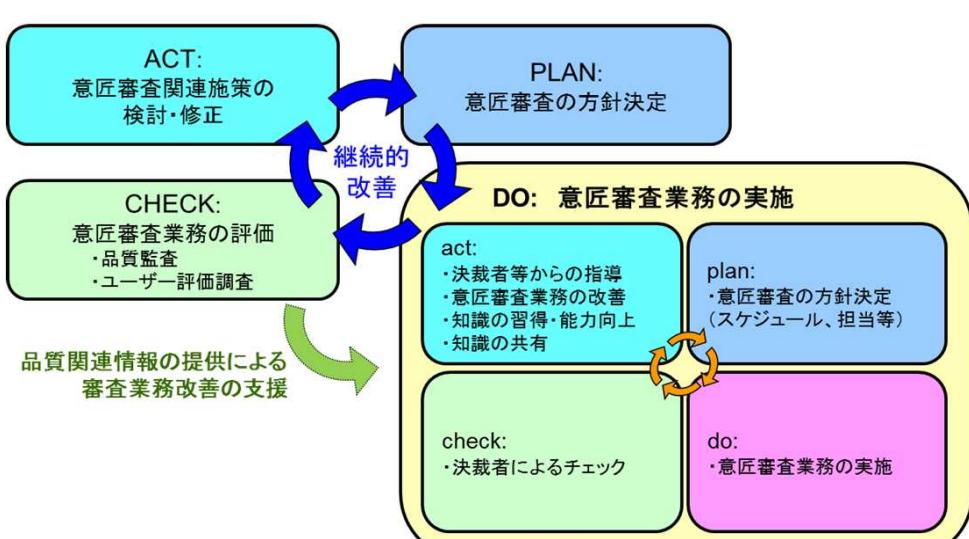
【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (1) ①)

評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	<p>(品質ポリシー) A)意匠審査の質を維持・向上するための、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を2014年8月に策定し、これを公表した。(「品質ポリシー」は、「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」(以下、「PCTガイドライン」という。)の第21章(国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み)において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」に該当する。)</p> <p>(品質マニュアル) B)意匠審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文章化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に「品質マニュアル」を2014年12月に策定し、これを公表した。(「品質マニュアル」は、「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に該当する。)さらに、2015年度の実施体制を反映させるために、2015年6月に改訂しこれを公表した。</p> <p>(具体的な手順を示す文書) C)審査官が審査手続において従うべき手順として、意匠法等の関連法令の適用については「意匠審査基準」(サーチを含む審査の手続きについては「第12部 審査の進め方」)、その他、具体的な取扱いを記載した「意匠審査便覧」、「面接ガイドライン」が作成されている。</p> <p>(文書の管理) D)「品質ポリシー」、「品質マニュアル」及びその他具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、隨時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。</p>
資料の所在	○品質ポリシー(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf ○品質マニュアル(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf ○意匠審査基準(サーチを含む審査の具体的なプロセスについては、第12部 審査の進め方)(上記C関連) ・審査の進め方 概論 http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/27.pdf ・審査の進め方 各論 http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/28.pdf ○意匠審査便覧(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou_binran.htm ○面接ガイドライン【意匠審査編】(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) (2))

評価項目名	<p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ② 審査及び品質管理のための手續の明確性</p>
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手續が定められていることを確認する。
実績又は現況	<p>(審査の進め方) A)意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きが「意匠審査基準」において定められている。(「第12部 審査の進め方」) B)「審査の進め方」では、審査手順を「意匠登録出願に係る意匠の認定」、「先行意匠調査」、「新規性、創作非容易性等の検討」、「拒絶理由の通知」、「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」、「意見書又は補正書が提出されたとき」、及び「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項が規定されている。 C)2015年4月より、「審査の進め方」を含む意匠審査基準の英訳版を公表した。</p> <p>(品質管理) D)品質管理システム(品質管理及びその実行体制)の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官、その命を受けた特許技監及び審査第一部長がこれに対して責任を負うことが明記されている(品質マニュアル「I. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」)。 E)「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参考すべき文書も明記されている(品質マニュアル「II. 意匠課及び意匠審査部門の取組」)。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び同マニュアルにおいて参考すべきとされた文書の記載に基づいて、実施されている。 F)「品質マニュアル」は、いわゆるPDCAサイクルを、意匠課及び意匠審査部門全体におけるサイクルと、意匠審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位(課相当)におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人などの外部関係者の協力が、意匠審査の質、ひいては意匠権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との品質管理に関する情報共有が各国の意匠審査の質の向上に貢献することが記載されている。「品質マニュアル」は、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書となるよう、意匠審査に関わる職員にとって有益で、意匠制度のユーザーにも理解できる文書とするとの方針のもとに作成されている。</p>  <p>The diagram illustrates the PDCA cycle for maintaining and improving examination quality. It shows a large yellow rounded rectangle labeled 'DO: 意匠審査業務の実施' (Implementation of Patent Examination Work) containing two smaller boxes: 'act:' (including guidance from examiners, improvement of examination work, learning and development, and knowledge sharing) and 'plan:' (including decision-making, schedules, and responsibilities). Above this is a blue box 'PLAN: 意匠審査の方針決定' (Decision of Patent Examination Policy). To the left is a green box 'CHECK: 意匠審査業務の評価' (Evaluation of Patent Examination Work) with sub-points like quality audit and user evaluation surveys. To the right is a light blue box 'ACT: 意匠審査関連施策の検討・修正' (Review and Revision of Related Policies). A central vertical arrow labeled '継続的改善' (Continuous Improvement) connects the four main stages. A green curved arrow labeled '品質関連情報の提供による審査業務改善の支援' (Support for review and revision of examination work based on quality-related information) points from the check stage back towards the implementation stage.</p> <p>意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図</p>

- 意匠審査基準(第12部 審査の進め方)(上記A, B関連)
 - ・審査の進め方 概論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/27.pdf

資料の所在

・審査の進め方 各論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/28.pdf

○意匠審査基準(英訳)(上記C関連)
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/design_es.htm

○品質マニュアル(上記D, E, F関連)
<http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (1) ③)

評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知												
	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。												
評価の目的及び観点	(品質管理に関する方針・手続の公表状況) A)「品質ポリシー」は、2014年8月に特許庁ホームページを通じて公表され、同年9月からは、企業との意見交換時にパンフレットを配布している。また、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議等の場でパンフレットを配付することにより周知を図っている。当該パンフレットは、日本語版、英語版共に、特許庁のホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 B)2015年6月に改訂した「品質マニュアル」は、同月に特許庁ホームページを通じて公表され、英語版についても、11月に同ホームページを通じて公表した。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 C)企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている。 D)2015年5月に作成した庁の紹介パンフレット及びDVD(「産業の発達を支え続ける特許庁－世界最高の知財立国実現に向けて－」)において、130年以上にわたる産業財産権制度及び特許庁の歴史を紹介するとともに、世界最高の知財立国実現に向けた様々な取組の一つとして、「品質ポリシー」を紹介した。												
実績又は現況	(職員に対する周知状況) E)「品質ポリシー」は、2014年8月に策定されて意匠審査官に周知され、庁内のインターネットを通じて審査官が常時参照することが可能である。また、同年9月にパンフレットの形で全意匠審査官に配付された。さらに、ポスターを審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。 F)「品質マニュアル」は、2015年6月に改訂されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のインターネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。 (職員向けの研修の実施状況) G)質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 60%;"></th> <th style="text-align: right; width: 40%;">2015年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・審査官補コース研修(新人対象)</td> <td style="text-align: right;">2015年4月2日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)</td> <td style="text-align: right;">2015年8月31日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)※討論形式で実施</td> <td style="text-align: right;">2016年1月25日 3名受講</td> </tr> <tr> <td>・マネジメント能力研修(新任上席審査官対象)</td> <td style="text-align: right;">2015年11月16日 2名受講</td> </tr> <tr> <td>・意匠課内研修『意匠審査の品質管理に係る取組と現状について』(意匠審査官等対象)</td> <td style="text-align: right;">2015年6月24日 33名受講</td> </tr> </tbody> </table> (職員の理解状況の把握) H)各研修における職員の理解状況の把握は以下の通り。 ・審査官補コース研修、審査官コース研修については、各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施しており、当該アンケートにおいて5段階評価及び自由記載を通じて研修内容が理解されているかどうかを把握した。 ・マネジメント能力研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認するチェックを実施した。 ・意匠課内研修は、研修最後に質疑応答を行い、研修内容を理解していることの確認を行った。 また、評価項目⑥のD)記載の業績評価における項目の一つである「審査の質(質を意識した取組)」を通じ、全審査官に対して、品質ポリシーに基づいて世界最高品質の意匠審査の実現に取り組んでいることを面談を通じて確認している。		2015年度実績	・審査官補コース研修(新人対象)	2015年4月2日 2名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)	2015年8月31日 2名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)※討論形式で実施	2016年1月25日 3名受講	・マネジメント能力研修(新任上席審査官対象)	2015年11月16日 2名受講	・意匠課内研修『意匠審査の品質管理に係る取組と現状について』(意匠審査官等対象)	2015年6月24日 33名受講
	2015年度実績												
・審査官補コース研修(新人対象)	2015年4月2日 2名受講												
・審査官コース研修(審査官補対象)	2015年8月31日 2名受講												
・審査官コース研修(審査官補対象)※討論形式で実施	2016年1月25日 3名受講												
・マネジメント能力研修(新任上席審査官対象)	2015年11月16日 2名受講												
・意匠課内研修『意匠審査の品質管理に係る取組と現状について』(意匠審査官等対象)	2015年6月24日 33名受講												

資料の所在	○品質ポリシー(上記A, C, E, G, 関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf
	○品質ポリシーパンフレット(上記A, E関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー(英語)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/design.pdf
	○品質マニュアル(英語)(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/design_manual/manual.pdf

○品質マニュアル(上記B, F関連)
<http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (2) ④)

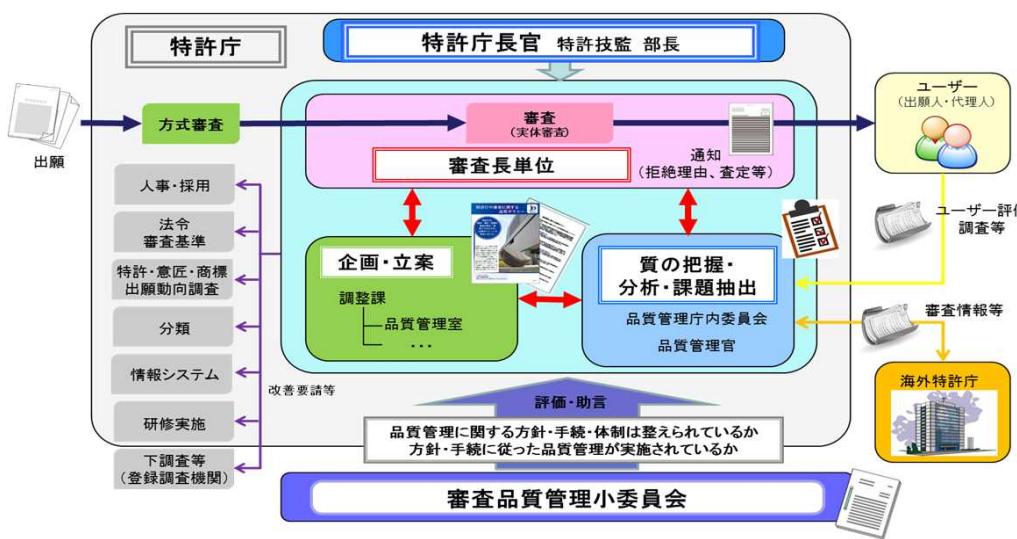
評価項目名	I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (2)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか ④審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況	<p>(意匠審査部門の組織体制・人員配置)</p> <p>A)意匠審査部門は、審査第一部に置かれている。同部門では、物品分野別に意匠審査を行う審査室が3つ設けられ、合計約50名の審査官により国内案件に加えて国際意匠登録出願の審査も行っている。3つの審査室には管理職が8名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査室の担当物品分野は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業意匠：運輸又は運搬機械、電気電子機械器具及び通信機械器具、一般機械器具、産業用機械器具 ・民生意匠：住宅設備用品、土木建築用品、その他の基礎製品 ・生活意匠：製造食品及び嗜好品、衣服及び身の回り品、生活用品、趣味娯楽用品及び運動競技用品、事務用品及び販売用品 <p>B)出願内容の高度化・複雑化、先行意匠調査の対象となる蓄積文献数の増加(毎年30万件を越える資料を蓄積)により、意匠審査における審査処理の負担は年々増加している。このような中、特許庁では、機械化等による審査の効率化を図ってきたところである。この結果、審査官1人当たりの一次審査件数(FA件数)で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較して3.0倍(2014年のFA件数を審査官数で割った参考値)の審査を行っており、既に相当程度の効率化が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>USPTO (人)</th> <th>JPO (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2012</td> <td>104</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>123</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>145</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>165</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図1】USPTOとの審査官数比較 (特許庁年次報告書及びUSPTO年報、2015年度のUSPTO審査官数のみ 「2014年12月第3回TM5意匠セッションにおけるUSPTOプレゼン資料」より作成。)</p> <table border="1"> <caption>JPO Data (件数)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>出願件数</th> <th>一次審査件数(FA件数)</th> <th>一次審査通知までの年平均期間(FA期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>30,805</td> <td>30,775</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>32,391</td> <td>31,848</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>31,125</td> <td>31,268</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>29,738</td> <td>30,581</td> <td>6.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>USPTO Data (件数)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>出願件数</th> <th>一次審査件数(FA件数)</th> <th>一次審査通知までの年平均期間(FA期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011</td> <td>29,134</td> <td>25,963</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>31,417</td> <td>27,364</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>34,618</td> <td>28,292</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>34,742</td> <td>30,124</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図2】USPTOとの出願件数、FA件数及びFA期間(年平均)比較 特許庁年次報告書及びStatistical Items concerning design field for Information Exchange among the four offices of TM5より作成。)</p>	年度	USPTO (人)	JPO (人)	2012	104	51	2013	123	51	2014	145	49	2015	165	48	年	出願件数	一次審査件数(FA件数)	一次審査通知までの年平均期間(FA期間)	2011	30,805	30,775	6.6	2012	32,391	31,848	6.3	2013	31,125	31,268	6.3	2014	29,738	30,581	6.2	年	出願件数	一次審査件数(FA件数)	一次審査通知までの年平均期間(FA期間)	2011	29,134	25,963	9.5	2012	31,417	27,364	10.0	2013	34,618	28,292	10.8	2014	34,742	30,124	13.0
年度	USPTO (人)	JPO (人)																																																						
2012	104	51																																																						
2013	123	51																																																						
2014	145	49																																																						
2015	165	48																																																						
年	出願件数	一次審査件数(FA件数)	一次審査通知までの年平均期間(FA期間)																																																					
2011	30,805	30,775	6.6																																																					
2012	32,391	31,848	6.3																																																					
2013	31,125	31,268	6.3																																																					
2014	29,738	30,581	6.2																																																					
年	出願件数	一次審査件数(FA件数)	一次審査通知までの年平均期間(FA期間)																																																					
2011	29,134	25,963	9.5																																																					
2012	31,417	27,364	10.0																																																					
2013	34,618	28,292	10.8																																																					
2014	34,742	30,124	13.0																																																					

<p>(審査官の資格及び能力評価)</p> <p>C)意匠審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)相当の合格者から採用され、その資格は、意匠法第19条で準用する特許法第47条第2項の委任を受けた特許法施行令第12条において規定されている。同条に規定された資格要件の一つである独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了のためには、産業財産権法四法、条約及び審査実務等の筆記試験に合格する必要がある。</p> <p>D)審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術・デザインに関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。</p> <p>E)年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力評価が行われ(能力評価)、その結果は適材適所の人員配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用される。</p>	
資料の所在	<p>○人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記E関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000287212.pdf</p> <p>○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(平成21年3月6日内閣総理大臣決定)(上記E関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000015876.pdf (255~259ページ参照)</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (2) ⑤)

評価項目名 I . 質の高い審査を実現するための方針・手續・体制が整えられているか (2)質の高い審査を実現するための体制が整えられているか ⑤品質管理体制	
評価の目的及び観点 品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	
(特許庁の品質管理体制) A)責任者としての長官・技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官、その命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監及び審査第一部長を責任者としている。そして、品質管理システムの改善については、特許技監を長とする会合において定期的に議論し、決定される。 B)審査業務を実施する各審査長単位 意匠審査業務は、審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行う。各審査長単位(各審査室)は、意匠課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する物品分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。 C)審査関連施策の企画・立案を行う意匠課 意匠課では、2015年4月から品質管理の企画・立案を専従として行う者を1名設けた。	
D)審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会(意匠)・品質管理官 品質管理庁内委員会(意匠)は、3審査室の審査長及び上席総括審査官、意匠審査企画官の合計7名(うち1名は委員長)の委員と、以下に挙げる品質管理に関する取組を行う事務局によって構成される。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された審査の質に関するデータの分析・評価。 ・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の審査第一部長、特許技監、意匠課への報告。 ・品質に関するデータや分析結果(例えば、決裁の際の審査の質のチェックの観点等)を各審査長単位へのフィードバック。 ・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言。 品質管理官は、意匠審査における高度な知識や判断力を有する者から専任された7名の管理職経験者で構成され、このうちの1名(通常の審査業務に加え、品質管理業務を兼任)が品質監査等の分析を行っている。また、2015年4月から新たに品質監査においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官(通常の審査業務と兼任)を2名任命し、体制強化を図った。	
E)品質管理体制の概略図 	

(外国庁の品質管理体制との比較)

F) USPTOとの比較

米国特許商標庁において、意匠(デザインパテント)の審査部門(TC2900 部門)は、特許局(Office of the Commissioner for Patent)に属し、品質管理も特許と同じスキームの中で行われている。なお、品質保証課(Office of Patent Quality Assurance: OPQA)は、化学分野、電気分野、機械分野・意匠の3 部門で構成されており、意匠の品質管理については、機械分野と同じ部門で行われている。

特許局に属する特許品質部(Office of the Deputy Commissioner for Patent Quality)が品質管理及び品質監査を担当する組織である。当該組織は、特許品質部長(Deputy Commissioner for Patent Quality)以下、4名の上級アドバイザ(Senior Advisor)、1名のプログラムマネージャ(Program Manager)の計6名が在籍している。

特許品質部は、4つの下部組織を有する。

(1)品質保証課(Office of Patent Quality Assurance: OPQA)

品質管理・監査の主担当組織である。部長(Director): 1名、上級品質保証専門官(Senior Quality Assurance Specialist): 8名、品質保証専門官(Review Quality Assurance Specialist: RQAS): 55名、統計専門官(Statistician): 2名、プログラム分析官(Program Analyst): 1名、プログラムマネージャ(Program Manager): 1名の計68名で構成されている。

品質保証課において意匠に携わる人数は、上級品質保証専門官2名及び品質保証専門官15名で、いずれも品質管理に関わる他の業務との兼務である。

また、以下の組織においても特許と同様に意匠が取り扱われている。

(2)特許教育課(Office of Patent Training)

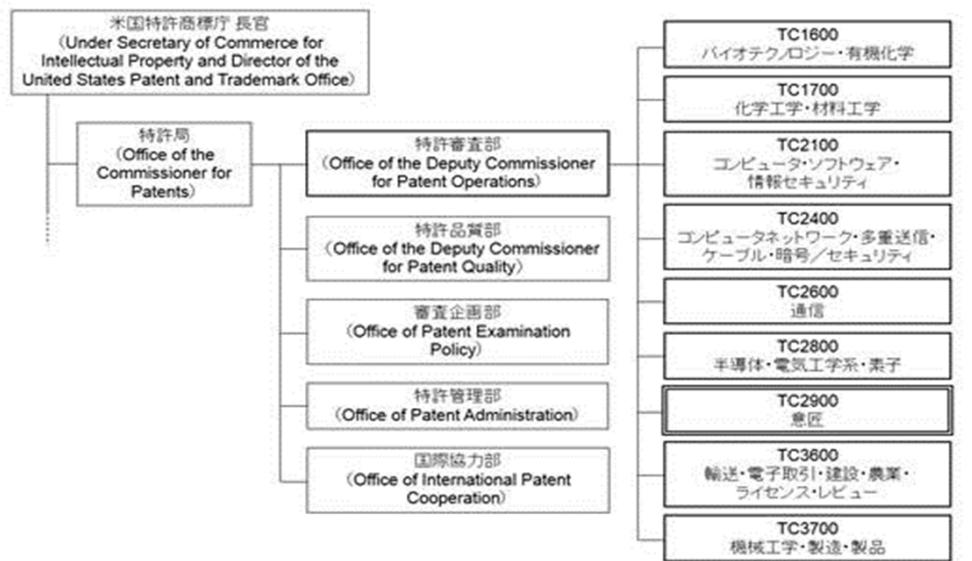
審査官教育を担当している組織である。部長(Director)、クラスマネージャ(Class manager)、トレーナー(Trainer)らで構成されており、25名が在籍している。トレーナーには審査官を兼任している者もいる。

(3)手続改善課(Office of Process Improvement)

手続の改善を担当している組織である。3名の審査官で構成されており、役職名ではないもののconsultantとして業務を行っている。

(4)オンブズマン制度(Patent Ombudsman Program)

主にユーザーからの苦情等に対応する組織であり、3~4名の審査官で構成されている。



G) KIPOとの比較

KIPOにおける品質管理の体制は、以下のとおり。

品質管理担当部署：意匠審査企画課
役職名：事務官 6名

品質チェック担当部署：審査品質担当
役職名：審査評価官 約4名

- ・審査品質保証部では、審査の品質に関する統計解析及びトレンドを分析している。ここで分析するトレンドとは、審査官個人の評価のトレンドである。すなわち、審査品質保証部の品質管理システムでは、審査官個人の評価をしており、この情報をもとに審査品質の向上を図っている。
- ・審査管理部では、審査基準の改訂を行っている。
- ・意匠において、特許及び商標と異なる点は、意匠の新規性や創作性は判断が難しいことがあり、意匠専門の審査官を採用するなど、特許、商標とは違った品質管理のアプローチをしている。

KIPOのWebサイトには、審査チェックを行う審査品質評価官(KIPO回答によれば審査評価官：심사평가관)について解説がある。

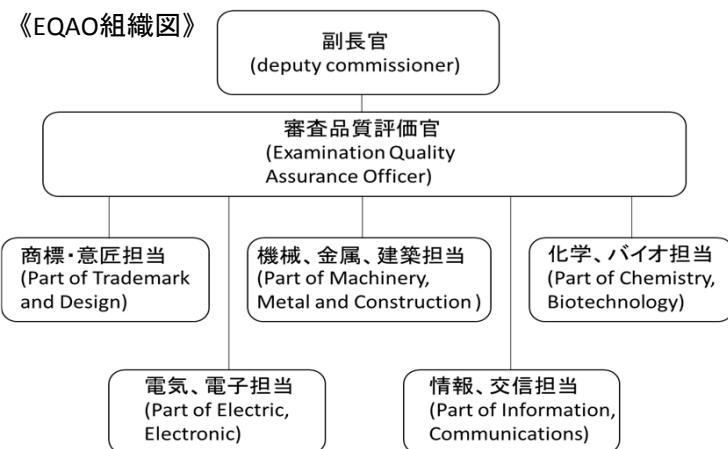
審査のチェックは副長官に直属した審査品質評価官(Examination Quality Assurance Officer :以下「EQAO」という。)によって行われる。EQAOは19名のスタッフからなり、特許及び実用新案の担当が12名(機械分野3名、金属・建築分野3名、化学・バイオ分野3名、電気・電子分野3名、情報・交信分野3名)及び意匠・商標担当が4名である。EQAOの多くは審査長及び上席審査官などの経験のある審査官が職務を担っている。

EQAOの主たる目標は、公平かつ客観的にチェックを行うことにより、審査の質の向上及び審査結果における顧客信頼度を高めることである。EQAOは、審査が完了した案件を半年ごとに抽出し、所定のガイドラインに従ってチェックをする。また、KIPO審査官の審査品質を診断、解析またそれらの企画を行うことも業務としている。

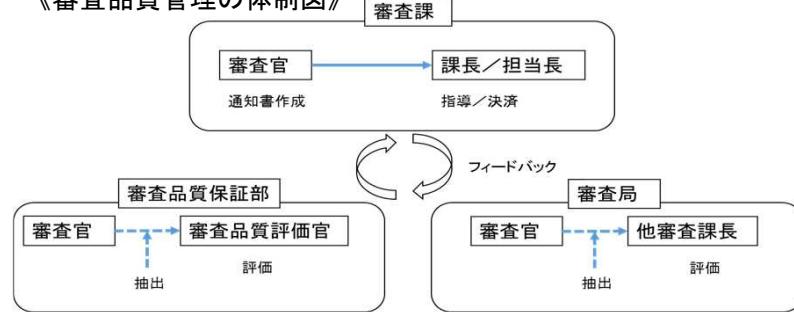
EQAO以外にも、各審査局の課長(the directors)も審査案件をチェックする。課長は半年ごとに審査案件をサンプル抽出し、所定のガイドラインに従ってチェックし、担当する審査官に結果をフィードバックする。

EQAOのチェックの結果は、組織全体の実施評価に連携付けて管理される。優秀な成績を収めた部及び審査官は表彰の対象となる。

H) KIPOの品質管理体制の概略図



《審査品質管理の体制図》



【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

評価項目名	II. 方針・手續に従った品質管理が実施されているか (1)品質管理が適切に実施されているか ⑥品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手續に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
	<p>A)意匠審査の質の維持・向上のため、日付や条文のチェック、文献番号の自動入力等、ケアレスミスを防ぐシステム対応の整備の他、不備が発生しないよう意匠審査を行う努力をするのみならず、意匠審査及びその関連業務において、以下B)～H)のような取組を実施している。</p> <p>(品質保証（決裁）) B)審査官が所属する審査長又は上席総括審査官は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、所掌分野の統一的な運用の実施や、審査の質の均質化を目的として、原則として、当該起案書の内容の確認のみ(サーチは伴わない)により、審査内容及び起案を、実体面及び形式面の両方からチェック(決裁)を行っている。 実体面のチェックは、審査官による判断が審査基準に沿った妥当なものであるか、適用条文に誤りがないか、審査官の意図が起案書に反映されているか等について行われる。形式面のチェックは、起案書に記載された書誌的事項に誤りがないか等について行われる。 起案内容に疑義がある場合には、チェックを行う管理職は審査官と協議を行うことなどによって審査内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、審査官に起案内容の是正を求めている。</p> <p>(審査官と決裁者間の協議（案件協議）) C)ばらつきの原因や、手続きにおいて問題が発生しやすいなど、下記の条件の案件に係る決裁者との相談を、「案件協議」として顕在化し、品質管理庁内委員会へ情報の集約を図り、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等フィードバックを行うことで、審査の品質を向上させることを目的とした取組を2014年7月から開始し、実施した(2015年度:110件(2016年1月末時点))。 <具体的な運用> (ア)ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件、(イ)手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件、(ウ)中間手続等に誤りがありその誤りを正す必要が生じた案件、(エ)模倣品対策のための早期審査対象案件、については必須協議案件として全件決裁者との協議を実施するよう取り決めた。 決裁者と協議した結果、(a)結論が変更された場合、(b)再サーチの必要が発生した場合、(c)情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合、協議結果のメモを作成し、品質管理庁内委員会(意匠)へ情報を集約し、必要に応じてフィードバックを実施した。 なお、審査方針における判断の難しい案件の相談は、決裁者が必要と判断した場合、情報共有のためのメモを作成し、案件協議として取り扱う。</p> <p>(国際意匠登録出願への対応) D)国際意匠登録出願は、従来の国内出願と運用・手續が異なることから、国際意匠登録出願の審査運用マニュアルを作成し、全意匠審査官を対象とした研修を行った。また、全案件に対して協議を行い、これにより国際意匠登録出願の審査に関する管理職と審査官との知識・情報共有が促進された。</p> <p>(業績目標と審査官の評価) E)項目④のE)記載の「能力評価」と組み合わせることにより、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握することを目的として、意匠審査官は、国家公務員の人事評価制度に従い業績評価を受ける。各審査長単位は、年に2回業績目標及び実施計画を策定している。審査の質についても、審査内容(判断、サーチ、起案)の観点及び審査の質を意識した取組の観点から計画が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。</p> <p>(面接・電話応対) F)審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得るために重要なである。また、ユーザー評価調査からも、審査官との面接や電話応対に対するユーザーによる関心の高さが伺われる。 そこで、2014年度には面接ガイドラインを改訂し、面接の依頼があった場合、原則として全て受けており、今年度も引き続き面接・電話等を活用し、出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 面接等の形態として、①特許庁で行う面接審査、②出張面接審査、③テレビ面接審査、④電話・ファクシミリ等による連絡がある。</p> <p>2015年度実績(2016年1月末時点) 面接記録 385件(2014年度合計実績: 416件) 応対記録(電話対応等) 3,044件(2014年度合計実績: 3,825件)</p>
実績又は現況	

(品質関連情報の収集・提供)

G)意匠課・品質管理庁内委員会(意匠)は、改善すべき点等を明らかにすると共に、関係部署・各委員会と連携しながら、意匠審査の質の維持・向上のための施策に反映させることを目的として、以下の品質関連情報を収集している。また、各審査長単位等は、品質関連情報を活用することにより、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

1. 審査に関する統計データ

意匠課・品質管理庁内委員会では、審査官の自己管理のため、審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるかたちにして提供した(毎月更新。データの閲覧は、本人と管理職のみ可)。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これらを意識しつつ、審査業務を行った。

2. 審判に関する統計データ

審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、意匠課・品質管理庁内委員会(意匠)は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、毎月更新して意匠審査部門に提供した。審決が確定した案件は、審査段階の査定審査官及び現在の担当分野の審査官に情報を通知し、審決の確認を促した。各審査官は、自らの審査の現状・改善点等の把握にこれらのデータを利用した。

(能力向上のための研修の実施)

H)意匠審査の質の向上のためには、意匠審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須である。そこで、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、①法律・審査基準に関する知識、②技術・デザインに関する知識、③国際化に対応する語学能力、④知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。

また、意匠課及び意匠審査部門では、以下の観点から継続的な人材育成に取り組んでいる。

- ・コース研修やその他の法律研修等の受講により、審査実務に関する能力の向上を図る。
- ・技術研修や学会・セミナー等の知識習得機会への参加や、展示会や企業コンタクト等を通して、最新の技術やデザイン動向の把握、出願人等の意見・要望を聴取し、知識、資質の向上を図る。

2015年度実績

意匠審査官民間派遣研修(2015年12月)

コンシューマー・エレクトロニクス・ショー(CES)(2016年1月)

・英語に対応できる審査官(補)の育成を強化し、英語による審査実務についての情報発信能力の習得や、各国の知的財産権制度等の知識を習得するための研修受講により、意匠分野の国際協力及びハーグ協定ジュネーブ改正協定加入後の審査運用等、審査業務の国際化への対応を図っており、特に、国際意匠登録出願の起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修を行っている。

また、国家公務員に対して導入されている能力・実績主義の人事管理の一環として年1回実施される能力評価において、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われる。能力評価の結果については、原則として本人にフィードバックされるとともに、適材適所の人事配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用されている。

2015年度も、研修計画どおりに研修が行われており、今年度は特に、審査業務の国際化への対応として、「米国及び欧州の意匠制度について」の技術研修(2015年11月)を意匠審査官等を対象に実施した。

○意匠審査基準(審査手続きについては、第12部 審査の進め方)

・審査の進め方 概論

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/27.pdf

・審査の進め方 各論

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/28.pdf

○意匠審査便覧

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou_binran.htm

○面接ガイドライン【意匠審査編】

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf

資料の所在

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 II. (1) ⑦)

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1)品質管理が適切に実施されているか ⑦品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
(意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証)	
A) 2015年度の初めに、当該年度に実施すべき審査の取組の計画を、1. 迅速な意匠審査の実施、2. 高品質な意匠審査の実施の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証し、レビューを行った。	
(品質監査)	
B) ①品質監査の概要 ・判断起案の品質監査は、審査のアウトプットの品質をチェックすると共に、今後の改善に役立てることを目的として、品質管理官による品質監査を実施している。意匠における品質監査は、個別案件の審査処理期間に影響を与えないことを考慮し、決裁が終了した案件を事後的にチェックする決裁後案件を対象としており、下記②の要件で抽出して行った。 ・サーチに関する品質監査は、決裁後査定前の案件について、サーチの適切性についてのチェックを行うとともに、将来の監査体制を確立するための議論や課題を抽出し、どのようなチェック手法が適切か検討することを目的とした再サーチを試行的に実施した。 ・国際意匠登録出願の審査運用に添ったチェック項目を作成・検討し、品質監査等の品質管理の取組を行う必要があるため、どのような観点で国際意匠登録出願の品質監査を行うか、引き続き全案件に対して協議を行っていく。	
②判断・起案の品質監査の対象 品質監査は、全審査室において実施する。対象案件は、拒絶理由通知後に登録査定となったもの、拒絶査定、手続きの中に補正却下の決定を含むもの、及び即登録(拒絶理由通知無く登録)となったもの。 拒絶理由通知・拒絶査定となった案件が中心となるよう審査官の処分種別ごと(拒絶理由通知後に登録査定50～60%、拒絶査定25～30%、補正却下の決定を伴うもの5～10%、即登録10～15%を目処)、かつ分野に偏りが発生しないよう、分野ごとで区分けした中から無作為に抽出している。	
③判断・起案の品質監査の主なチェック項目 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第12部「審査の進め方」をベースとしてチェックする。	
④判断・起案の品質監査の件数 出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に年度に2回実施(2015年度:163件実施済み、1月末時点)。	

実績
又は
現況

(ユーザー評価調査)

C) ユーザー評価調査

意匠審査の質に対する課題を把握し、施策・取組を改善することを目的として、ユーザー評価調査を行った(2015年度アンケート送付件数:国内企業278社、外国企業51社)。

ユーザー評価調査は、意匠審査全般の質について回答する「A票」と、特定の出願における意匠審査の質について回答する「B票」で構成し、A票は無記名での回答を可能とした。また、B票に記載する調査対象案件はユーザー自身で選択し、回答可能とした。

アンケートの利用については、意匠審査の質の改善に役立てる目的にのみ使用し、B票については担当審査官、及び第三者へは知らせることはないという条件で実施した(ただし、質問票の「担当審査官へのフィードバック可」にユーザーがチェックを入れた案件については、回答内容を管理職を通して担当審査官に知らせる場合あり)。

ユーザー評価調査の結果については、A票の「満足(5段階評価における「満足」と「概ね満足」を合計した値)」が50.8%となっており、また、最近(1年程度)の審査の質全般の印象の変化については、意匠は10.2%「良くなっている」との回答を得た。個別の評価項目については、「満足」及び「比較的満足」の合計が「コミュニケーション」については70.2%、「専門知識及び意匠の認定」については45.0%との評価を得ている。一方、「先行意匠調査」、「ばらつきのない判断」については、重点課題として抽出された。



(ユーザー等との意見交換)

D) ユーザーニーズの把握を目的として、上記C)の調査だけでなく、意匠課・意匠審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を行っている。(2015年度:21件、1月末時点)

当該意見交換では、各ユーザーの意匠登録出願の状況、登録率、拒絶に関する状況等の情報を提供した。また、意匠審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。

(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始)

E)これまでの電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した(平成26年11月)。寄せられた意見について、適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析し、品質向上のための取組に反映している。

(審判決との判断相違の分析)

F)意匠審査の向上につながる情報を得ることを目的として、審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析等を行っている。

・審査段階での判断と審判決の判断が相違した案件の要因分析(2015年度:10件、1月末時点)

資料の所在

○審査の質の向上のための御意見受付(上記E関連)
<http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

評価項目名	II. 方針・手續に従った品質管理が実施されているか (1)品質管理が適切に実施されているか ⑥ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。
実績又は現況	<p>(分析)</p> <p>A)品質管理についての内部レビューを通じた分析</p> <ul style="list-style-type: none">・半期毎のレビューに加え、必要に応じて品質管理庁内委員会(意匠)で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行った。・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた仮評価及び改善案を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。 <p>B)品質監査を通じた分析</p> <ul style="list-style-type: none">・全審査室の確定済み案件(2015年1月～9月の間に査定が確定)の中から、分野に偏りがないよう、かつ、課題が抽出しやすいよう、拒絶理由が通知された案件を中心として抽出した。・法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第12部「審査の進め方」をベースとしてチェックした。・出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に年度に2回実施した(2015年度:163件実施済み、1月末時点)。 <p>C)ユーザー評価調査を通じた分析</p> <ul style="list-style-type: none">・意匠審査の質に対する課題を抽出するため、ユーザー評価調査を行った(2015年度アンケート送付件数:国内企業278社、外国企業51社)。・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析し、品質監査の精度を高めている。 <p>D)ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析</p> <ul style="list-style-type: none">・品質管理庁内委員会(意匠)において分析し、意匠審査の質の向上に役立てている。 <p>(課題抽出)</p> <p>E)国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組 [A]での分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none">・国際意匠登録出願の審査運用に添ったチェック項目を作成・検討し、品質監査等の品質管理の取組を行う必要があるため、どのような観点で国際意匠登録出願の品質監査を行うか、引き続き全案件に対して協議を行っていく。 <p>F)品質監査についての課題[A]及びB)での分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none">・サーチの品質監査について、実施する上での体制の確立が課題であったが、サーチ担当品質管理官を配置することで、サーチ結果の妥当性を分析・検証する「サーチに関する品質監査」の試行を4回実施できた。その結果とユーザー評価調査(G))の結果をふまえ、サーチの適切性についてのチェック観点及び将来の監査体制を確立するための論点・課題の抽出ができた。・発送前の案件を抽出し、監査対象とするためのシステム改造を行うため、今年度予算要求を行っている。 <p>G)ユーザー評価調査についての課題 [A)及びC)での分析結果]</p> <ul style="list-style-type: none">・分析の結果、個別項目の自由記載欄のコメントで、28件(平均件数21件)と数多くあったのは「先行意匠調査」に関してであり、「調査範囲が明らかにされておらず、どこまで調査しての審査結果なのか、判断に苦慮することがある。」との意見も聞かれた。また、注力した方がよい項目としての割合も20.5%と高い結果であったことから、出願人等の負担感や不安感を軽減し、サーチ範囲の明確化に繋がるような取組が必要である。・個別項目の「ばらつきのない判断」についても、自由記載欄のコメントが、28件と数多くあり、「審査官が変わる度に類否判断が異なるケースがある。」などの指摘がみられた。また、注力した方がよい項目としての割合も19.0%と高い結果であったことから、例えば、審査官間の引継ぎ時の運用整理等、質の向上に向け取り組む必要がある。・来年度以降のユーザー評価調査の実施方法、実施内容について(外注or内製とするか、特許・意匠・商標で、一定程度アンケートの方針を共通化するか等)検討が必要である。 <p>H)国際的取組についての課題</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、JPOにおける品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に発信していくとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。

実績 又は 現況	(総合的な視点からの分析及び課題抽出) I)改善によるユーザー満足度への影響が大きいこと、限られたリソースの審査体制及び品質管理体制により実行可能であること、上記A)～D)の複数の分析手段による分析結果の裏付けがあること(異なる分析手段において複数会抽出されるなど)等を勘案し、総合的な分析を行った結果以下の重点課題を抽出した。 ①国際意匠登録出願に対する品質監査の取組(E関連) ②適時適切な品質監査の体制の整備(F関連) ③継続的なユーザーニーズの把握(G関連) ④積極的な海外知財庁への情報発信(H関連)
----------------	--

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑨）

評価項目名	II. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (2)継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	<p>(①の改善状況) -2015年度の実施体制を反映させるために、2015年6月に「品質マニュアル」を改訂し、公表した。 -審査品質管理小委員会の報告を受け、審査品質管理の具体的な取組を定めた。</p> <p>(②の改善状況) -意匠審査基準の「審査の進め方」の中で、新たに「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」に関する事項が規定された。 -「審査の進め方」を含む、意匠審査基準の英訳を公表した。</p> <p>(③の改善状況) -ユーザーへの公表については、2015年5月に作成した庁の紹介パンフレット及びDVD（「産業の発達を支え続ける特許庁－世界最高の知財立国への実現に向けて－」）において、再度「品質ポリシー」を取り上げて紹介した。また、JPOを訪問したASEAN各国の長官に対し、本パンフレット及びDVDを配布した。 -審査官に対する法定研修等で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義・討論を実施し、更に受講者の理解を確認するためのチェックを実施した。 (効果) -課内研修を実施し理解の確認を行ったことで、審査官一人一人に品質管理についての重要性・必要性に関する意識を、より一層醸成することができた。また、法定研修等において、今年度新たに効果確認を実施したことに対し、受講者からは、講義内容の理解を深めるために効果的であるとの肯定的意見が多くみられた。</p> <p>・審査官補コース研修(新人対象) 2015年4月2日 2名受講 ・審査官コース研修(審査官補対象) 2015年8月31日 2名受講 ・審査官コース研修(審査官補対象)※討論形式で実施 2016年1月25日 3名受講 ・マネジメント能力研修(新任上席審査官対象) 2015年11月16日 2名受講 ・意匠課内研修『意匠審査の品質管理に係る取組と現状について』(意匠審査官等対象) 2015年6月24日 33名受講 -全審査官に対して審査の質の観点からも業績評価の面談を行うことで、品質管理の基本原則が理解されているかを確認した。</p> <p>(④の改善状況) -意匠審査官を新たに2名採用した。</p> <p><審査の体制整備> -国際意匠登録出願に関する審査が確実に運用できるように、意匠審査官及び意匠課職員全員に対する説明会の実施、審査官コース研修に新規にハーグ協定科目の追加、起案能力の向上を目的としたハーグ起案研修の実施など、国際意匠登録出願に対する体制の整備を行った。</p> <p>(⑤の改善状況) -2015年4月から品質管理の企画・立案を専従として行う者を1名設けた。 -2015年4月から新たに品質監査においてチェックを担う者として新たにサーチ担当品質管理官(通常の審査業務と兼任)を2名任命し、体制強化を図った。 (効果) -品質管理官の人数の増員及び専任化により、サーチに関する品質監査の試行等の品質監査の拡充、ユーザー評価調査の規模拡大、品質管理に関するマニュアル等の品質管理関連資料の整備・改訂等、各種品質関連施策の一層の充実が図られた。 -サーチ担当品質管理官を配置することで、サーチ結果の妥当性を分析・検証する「サーチに関する品質監査」の試行を実施できた。その結果、サーチの適切性について確認するための観点や、将来の監査体制を確立するための論点・課題の抽出が可能となった。</p>

【意匠】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

(評価項目Ⅱ.(1)⑩)

評価項目名	II. 手續・方針に従った品質管理が実施されているか (2)継続的改善が適切に実施されているか ⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	<p>(⑩の改善状況 一審査に関するもの)</p> <p>＜基準に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none">・「意匠審査基準」を一部改訂し、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応するために、新たに「国際意匠登録出願」の項目を追加し、「審査の進め方」にも「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」を加え、国際意匠登録出願に関する意匠審査の具体的な手続を定めた。・国外ユーザーにもわかりやすいものとなるよう、国際意匠登録出願に関する部分の意匠審査基準の英訳も、新たに公表した。・なお、画像を含む意匠について、現行法下における登録対象の拡充と創作非易容性判断基準の明確化のための意匠審査基準改訂を行った。この改訂意匠審査基準は、2016年4月1日から適用する。 <p>＜審査官と決裁者間の協議(案件協議)に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none">・サーチや判断のばらつき軽減を目的に管理職と審査官との案件協議を昨年度から実施した。 (効果)・国内出願については、2014年7月から運用を開始した協議及び協議結果の他の審査官への共有によって、審査官一人一人の意識が高まった。ユーザー評価調査においても、最近一年程度の質全般を尋ねる項目を新たに追加したところ、「良くなっている」との回答を一定程度得ることができた。 <p>＜国際意匠登録出願に関するもの＞</p> <p>国際意匠登録出願は、従来の国内出願と運用・手続が異なることから、国際意匠登録出願の審査運用マニュアルを作成し、全意匠審査官を対象とした研修を行った。また、全案件に対して必ず協議を行った。</p> <p>（効果）</p> <ul style="list-style-type: none">・国際意匠登録出願の審査に関しては、全案件に対して管理職と審査官間での協議を行うことにより、国際意匠登録出願の審査に関する知識・情報共有が促進され、通常と同等の審査処理を行うことができた。 <p>＜技術動向・ビジネス動向を把握した審査に関するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none">・自動車及びファッショングに関するテーマで意匠出願動向調査の実施を開始した。・事業戦略対応まとめ審査について3件の申請がなされ、当施策の対象とされた意匠出願は41件であった（2016年1月末時点）。・面接審査を385件（2016年1月末時点）、電話応対を3,044件（2016年1月末時点）実施した。 (効果)・企業との意見交換、事業戦略対応まとめ審査の機会や、意匠動向調査で得られた最新のデザイントレンドやビジネス動向についての情報を収集することで、的確な出願意匠の特徴の認定に利用することができた。・出願人・代理人との面接は、ユーザー評価調査において確認した審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）に関して、「非常に丁寧な対応である」と高い評価（「満足：27.3%」「比較的満足：42.9%」合計70.2%）をユーザーから得られた。 <p>＜能力向上のための研修の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none">技術研修「米国及び欧州の意匠制度について」（2015年11月）意匠審査官民間派遣研修（2015年12月）コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）（2016年1月）アンビエンテ2016（2016年2月）

(⑦の改善状況)

<ユーザー評価調査に関するもの>

- ・「各国の品質目標・管理体制及びユーザー評価に関する調査研究」としてユーザー評価調査を実施した(アンケート送付件数:国内企業278社、外国企業51社)。
- ・ユーザー評価調査は、意匠審査全般に関する「A票」と特定案件に関する「B票」から成り、A票では無記名回答を可能とともに、B票記載の案件は任意記載とした。

(効果)

- ・ユーザー評価調査において、一部外部委託して実施したことで、対象者数を大幅に増やして実施(昨年度70社→今年度329社)することができ、アンケート結果について、より信頼性を向上させることができた。
- ・ユーザー評価調査において、最近一年程度の質の印象変化等をユーザーに尋ねる項目を加えた。これにより、品質ポリシーの策定・品質マニュアルの整備等を始めとする品質管理に関する各種取組による効果を確認することができたとともに、ユーザーが考える今後注力した方が良い観点を分析することが可能となった。

<品質監査に関するもの>

- ・審査の質をより的確に把握するために、サーチに関する品質監査の試行を行った。

(効果)

- ・サーチ結果の妥当性を分析・検証する「サーチに関する品質監査」の試行を実施することで、確認手法や観点の問題点が明確となり、来年度の試行に向けての準備ができた。また、試行結果を管理職から審査官にフィードバックすることで、よりコミュニケーションを深めることができた。

- ・新たに導入されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の審査に関しては、どのような観点で国際意匠登録出願の品質監査を行うか、検討を行うために全案件を必ず協議することとし、その協議の内容を利用して様々なケースに関する情報収集を行った。

なお、全案件を協議対象とすることとしていた国際意匠登録出願については、今後も引き続き、全案件の協議を行っていく。

(⑧の改善状況)

- ・サーチの品質監査について、実施する上での体制の確立が課題であったが、サーチ結果の妥当性を分析・検証する「サーチに関する品質監査」の試行を4回実施し、その結果とユーザー評価調査の結果をふまえ、サーチの適切性についてのチェック観点及び将来の監査体制を確立するための論点・課題の抽出ができた。
- ・国際意匠登録出願の品質監査項目の検討のため、引き続き全案件の協議を実施する。
- ・発送前の案件を抽出し、監査対象とするためのシステム改造を行うため、予算要求を行っている。

- ・2015年度の各種取組の結果を個別に分析・課題抽出を行い、更に総合的な分析を行った結果、来年度取り組むべき以下の重点課題を抽出した。

- ①国際意匠登録出願に対する品質監査の取組(E関連)
- ②適時適切な品質監査の体制の整備(F関連)
- ③継続的なユーザーニーズの把握(G関連)
- ④積極的な海外知財庁への情報発信(H関連)

【意匠】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 II. (1)⑪)

評価項目名	III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	<p>(国内への情報発信、協力関係)</p> <p>A)会合における情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をした(2015年度開催実績:2回)。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表し、その活動とともに審査の質向上に関する取組についても情報発信している。 <p>B)意見交換会による情報発信及び協力体制</p> <ul style="list-style-type: none">・各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部(長官、特許技監、各審査部の部長等)や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている(2015年度実績:21件、1月末時点)。・業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を、本年度も継続して行っている(2015年度実績:5件、1月末時点)。 <p>(国外への情報発信、協力関係)</p> <p>C)国際会合における情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">以下の国際会合において、特許庁の品質管理の取組を紹介・周知及び情報交換を行った。 (効果)<ul style="list-style-type: none">・下記国際会議や新興国向けの研修を通じて、我が国特許庁の審査の質に関する取組みについて積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁における審査の質に関する取組の情報を収集することができた。さらに、日米・日韓・日中のバイ会合では、審査手法や品質管理等に関する情報提供を通じ相互理解を深め、我が国の意匠審査に対する高い信頼を得ることができた。 <p><ul style="list-style-type: none">・シンガポール法務省及び知的財産庁意匠調査団訪日(4月20日、東京)・ハーグ協定加入記念シンポジウム(6月16日、東京)・日加意匠専門家会合(10月20-21日、オタワ)・第5回日中意匠専門家会合(10月29日、東京)・第1回日中韓意匠専門家会合(10月29日、東京)・第14回日韓意匠専門家会合(11月10-13日、KIPO)・第1回意匠五庁(ID5)会合(12月3-4日、米国アレキサン드리ア)・第4回日米意匠分類専門家会合(2月1-3日、USPTO)</p> <p>D)外国庁への直接的な情報発信</p> <p>　　外国庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの実体審査や品質管理の取り組みを紹介した。主なものは以下の通りである。</p> <p>　　実務者派遣</p> <p>　　・ベトナム特許庁への実務者派遣(2016年3月2-3日)</p> <p>　　新興国審査官向けの研修</p> <p>　　・WIPO審査上級コース(11月9-20日、東京)</p>